

豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会の公開等に関する 取扱要領

1 会議の公開

豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議は公開するものとする。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、検討委員会が判断した場合は、公開しないことができる。

2 傍聴者の人数

傍聴者の人数は、会議の会場に応じて定める。

また、傍聴者は先着順とする。ただし、定員を超えた場合は、市内在住、在勤、在学者を優先することとする。

3 会議の公開の周知

会議の開催日時、場所、傍聴者の人数は、「豊明市公式ウェブサイト」に掲載する。

4 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望する者は、事務局にその旨を申し込むものとする。

5 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他委員長が傍聴を不相当と認める者

6 傍聴の遵守事項

- (1) 傍聴者は、私語や検討委員会に対する発言はできない。
- (2) 会議の録音又は撮影はできない。
- (3) 会議の進行を妨げる行為が見受けられた場合、委員長は、その者を退室させるとともに、次回以降の会議の傍聴を拒否することができる。

7 会議資料の取扱い

会議資料は、別に定めのある場合又は支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与する。この場合、会議終了後すみやかに返却するものとする。

8 議事録の作成及び公開

事務局は、会議の議事録を作成し、公開するものとする。この場合に、議事録は、出席委員の確認を受けるものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が検討委員会に諮って定める。

10 施行等

この要領は、平成28年5月25日から施行する。

学校規模の適正化について

学校では、子どもたちが知識や学力を身につけるだけでなく、集団の中で豊かな人間関係を築き、そこから多様な価値観や学習意欲、よい意味での競争心、体力の向上や自主性を育んでいくなどの教育効果が期待されます。また、発達段階における子どもの人格形成面においても、学校における集団としての教育面である体育祭、文化祭、クラブ活動、学校行事等を通して社会性を身につけることが必要です。

そこで、「豊明市立小中学校適正規模等に関する提言書」において、児童・生徒の教育環境、学校運営から、学校教育本来の機能が十分に発揮される学校規模として、小学校では12学級～18学級程度までを適正規模としています。

ただし、一時的に児童・生徒が急増している地域については、過大規模校とならない30学級までを許容範囲とし、次のように定めることとしています。

小学校における学級数に基づく規模の基準

学級数	5学級以下	6～11学級	12～18学級	19～30学級	31学級以上
規模	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校

《参考》

◇学校教育法施行規則
 第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
 第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。
 (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
 (2) (略)

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

なお、平成27年1月27日文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、クラス替えができない規模の小学校は教育上の課題があるため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性等を勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があると述べられています。

「豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会」 設置の経緯について

本市では、豊明市内の全ての児童が均等な教育環境で学習できる機会を享受し、安心して学校生活を過ごすことができる教育環境整備を進めることが重要であると考えています。また、文部科学省の学校の適正規模の手引きにおいても、全学年合わせて6学級でクラス替えができない規模の小学校は、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討するよう示されています。

現在、唐竹小学校では全学年で、双峰小学校では二学年でクラス替えできない小規模校の状況です。そのため、学級数が少ないことによる課題整理、課題解決に向けて検討し、両小学校の児童が良好な教育環境で学習できるように、早急かつ慎重に検討をしなければならないと考えています。

このような状況を踏まえ、平成27年7月の市長が主催する第1回豊明市総合教育会議において、双峰小学校・唐竹小学校の統合について、教育の観点から検討していただくよう提案をしました。その後、本市定例教育委員会において同内容について平成27年8月から5回、それに加え教育委員間の意見交換を踏まえ慎重に検討しました。その結果、平成28年2月第3回豊明市総合教育会議において、本市教育委員会より、子どもたちの教育環境を充実させるために早期の統合が必要であるとの意見をいただきました。

こうしたことから、今後の方針を検討するため、新たに「検討委員会」を設置することとしました。両小学校の児童が良好な教育環境で今以上に質の高い学校教育を享受するために、学識経験者、保護者の代表者や地域の代表者等を委員として、保護者の皆様や地域の皆様への説明・意見交換を行い両校のあり方について協議を実施することとしました。



公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引
～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

平成27年1月27日

文 部 科 学 省



1章 はじめに～学校規模適正化の背景と本手引の位置付け

(1) 学校規模の適正化が課題となる背景

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨^{せつさたくま}することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。
- このため、国では昭和31年に中央教育審議会の答申を踏まえて、事務次官通達を发出した後、昭和32年に『学校統合の手引』を作成し、翌33年には小・中学校の学校規模（学級数）の標準を定めるなどして¹、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきました。また、一部に学校規模を重視する余り無理な学校統合も見られたことから、昭和48年に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合存置する方が好ましい場合もあることなどを通達しています。
- 各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、こうした標準や通達、手引を参考としながら、それぞれの地域の実情に応じて、学校規模の適正化に係る検討を行ってきたところであり、全体として見れば5学級以下の小規模校は減少し、標準規模の学校は増加傾向にあります。

【少子化の進展等の状況変化】

- 他方、我が国全体の人口問題に視点を当てると、我が国は2008年（平成20年）をピークに人口減少局面に入っているという状況が見てとれます。合計特殊出生率は低水準で推移しており、2050年（平成62年）には人口が1億人を割り込み、約9,700万人になるとの推計もあり、これに伴って人口の地域的な偏在が加速することが予測されています。
- また、年少（0～14歳）人口についても、1980年代初めの2,700万人規模から減少を続けており、2015年（平成27年）に1,500万人台に減少し、2046年（平成58年）には1,000万人台を割り込み、2060年（平成72年）

1 学校教育法施行規則 第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。 ※中学校については第79条において小学校の規定を準用しています。

にはおよそ791万人になることが推計されています²。これらの背景の下、小・中学校が過度に小規模化したり教育条件への影響が出たりすることが懸念されています。

- さらに、地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子供の数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子供の社会性育成機能が弱まっているため、学校が小規模であることに伴う課題が、かつてよりも一層顕在化しているとの指摘があります。
- なお、通学条件については、昭和31年当時と比べ、交通機関の発達等により、生活圏が拡大しているといった状況変化も含めて考える必要があります。昭和31年当時、スクールバス導入事例はそれほどありませんでしたが、現在ではスクールバスをはじめ、路線バスやコミュニティバス等を含め、多様な交通機関が通学に活用されている実態があります。

【市町村における検討状況】

- 以上で述べてきた少子化に伴う学校の小規模化への対応を市町村ごとに見ると、必要な検討が既に行われている地域もある一方で、様々な事情から検討が進んでいない地域もあります。国全体として見た場合、標準規模を大きく下回る学校が相当数存在している状況です。こうした小規模校には、個別指導が行いやすい等の利点もある一方、社会性の育成に制約が生じることをはじめ、教育指導上多くの課題が存在しているところではあります。
- 国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものです。今後、少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとの認識が広がっており、各設置者において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。

（2）学校規模の適正化に関する基本的な考え方

【教育的な観点】

- 学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校

2 本章における人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（人口問題研究資料第327号 平成25年1月31日）に基づくものです。

では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨^{せつさたくま}することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

- 学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。各市町村においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります。

【地域コミュニティの核としての性格への配慮】

- 同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。
- このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

（3）地理的要因や地域事情による小規模校の存続

- 特に山間へき地、離島といった地理的な要因や、過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域事情により、学校統合によって適正規模化を進めることが困難であるとする地域や、小規模校を存続させることが必要であるとする地域、一旦休校とした学校をコミュニティの核として再開することを検討する地域なども存在するところであり、こうした市町村の判断も尊重される必要があります。

- 一方、こうしたケースにおいては、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨に鑑み、学校が小規模であることのメリットを最大化するとともに、具体的なデメリットをきめ細かく分析し、関係者間で十分に共有した上で、それらを最小化するような工夫を計画的に講じていく必要があります。国や都道府県にはそうした市町村の取組を積極的に支援することが求められます。

(4) 本手引の位置付け

- (1) で述べた背景の下、少子化に対応した学校規模の適正化は全国的に大きな課題となっており、学校設置者である各市町村においては、主体的な検討を行うことが求められています。しかしながら、地域コミュニティの核としての性格を有することが多い学校の統合の適否の判断は、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない大変デリケートかつ困難な課題であり、検討が必ずしも進んでいない市町村や、国に対し検討の参考となる資料の提供や優れた先行事例の提供を望んでいる市町村も多いところです。
- また、ほとんどの都道府県が、域内の市町村における学校規模の適正化が課題であると認識しているものの、積極的な支援に取り組んでいるところは一部にとどまっており、国に対し、検討の参考となる資料の提供や優れた先行事例の提供を求めている都道府県が多い状況となっています。
- こうした学校規模の適正化に関する考え方については、(2) 及び(3) で述べた事柄も含め、既に中央教育審議会が、平成20年7月に「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」を設置し、平成21年3月に「小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等の整理」を取りまとめ、同年7月の初等中等教育分科会に報告・公表しています³。また、国においても様々な方策を講じることによって市町村の取組を支援してきたところです。
- この手引は、各都道府県・市町村のニーズに基づき、中央教育審議会等におけるこれまでの検討や、全国的な取組状況に関する実態調査⁴の結果得られた具体的な取組の状況も踏まえ、有識者の協力も得つつ、改めて、①各市町村が学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について検討したり、②都道府県がこれらの事柄について域内の市町村に指導・助言・援助を行ったりする際の、基本的な方向

3 文部科学省ホームページ 中央教育審議会初等中等教育分科会

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1286942.htm

4 文部科学省「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」(調査時点：平成26年5月1日、調査対象：全都道府県教育委員会、全市区町村教育委員会)

性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたものであり、財政的な支援も含めた様々な方策と併せて地方自治体の主体的な取組を総合的に支援する一環として策定するものです⁵。

- なお、学校の規模等に関して、各地域が抱える実情や課題は様々であることから、学校の規模や通学距離、通学時間、学校の統合や小規模校の充実策、休校した学校の再開等に関する様々な工夫の例示を含め、本手引の内容を機械的に適用することは適当ではなく、飽くまでも各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することが望まれます。

5 本手引の公表に係る通知（26文科初 第1112号）の発出をもって、昭和31年の文部事務次官通知「公立小・中学校の統合方策について」（文初財第503号）、昭和32年に公表された「学校統合の手引」、昭和48年の文部省初等中等教育局長・管理局長連名通知「公立小・中学校の統合について」（文初財第431号）は廃止します。

2章 適正規模・適正配置について

(1) 学校規模の適正化

【検討の際に考慮すべき観点】

- 法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です⁶。
- また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化⁷の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。
- さらに、実際の小・中学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なってきます。このため、学校規模の適正化に当たっては、法令上標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められます。

【基本的視点－(1) 学級数に関する視点】

(学級数が少ないことによる学校運営上の課題)

- まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に、学級数が少ない学校においては、4章の(2)で詳述するようなメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。
 - ✓① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
 - ✓② クラス同士が切磋琢磨^{せつきたくま}する教育活動ができない
 - ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい

6 学校教育法施行規則 第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

7 学校規模の適正化を図るための手段としては、主として学校同士の統合が考えられますが、それ以外にも、通学区域の見直しにより大規模校の児童生徒数を減らし、小規模校の児童生徒数を増やすこと、過大規模校を複数の学校に分離すること、学校選択制を部分的に導入すること(いわゆる小規模特認校制度)により域内のどこからでもあらかじめ指定する小規模校への通学を可能とすることなども考えられます。

- ×④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ✓⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ✓⑥ 男女比の偏りが生じやすい
 - ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
 - ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
 - ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
 - ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ×⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ×⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
 - ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
 - ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導⁸を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
 - ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
 - ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
 - ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
 - ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある
- 他方、一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、
- ① 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
 - ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
 - ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
 - ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
 - ⑤ 学級同士が切磋琢磨^{せつさたくま}する環境を作ることができる

8 複式学級における「直接指導」とは教師が子供たちと直接関わりながら進める指導のことを言います。また、「間接指導」とは一方の学年に教師が直接指導しているとき、他方の学年に学習の進め方を事前に理解させ、子供たちだけで学習を進めさせることを言います。

- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

といった利点があります。

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。
 - ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
 - ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
 - ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
 - ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
 - ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
 - ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
 - ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
 - ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
 - ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
 - ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
 - ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- 上記で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。
 - ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコ

コミュニケーション能力が身につけにくい

- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

(望ましい学級数の考え方)

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

【併せて考慮すべき視点一（2）学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数】

- 以上で学級数が少ないことの課題について述べてきましたが、学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合があります。このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります。

(学級における児童生徒数（学年単学級の場合）)

- 学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することが極めて重要になってきます。一口に単学級といっても、学級の児童生徒数が10人にも満たない場合から40人の場合まで様々です。一般に、学級規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが（4章（2）参照）、

その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1)で述べた学級数が少ないことにより生じる様々な課題のうち、以下の点が特に顕著な課題として現れてきます。

- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・ クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

このため、市町村によっては、学年が単学級となった場合を想定し、1学級当たりの最低限の児童生徒数を基準として定め、学校規模適正化の判断材料としているところも見られます。

- 今後の教育においては、一方向・一斉型の授業だけではなく、子供たちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められています。第二期の教育振興基本計画においても、「言語活動の充実や、グループ学習、ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新」の必要性が盛り込まれています。しかしながら、学級の児童生徒数が余りにも少ない場合、先に述べたように班活動やグループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じることから、こうした新たな時代に求められる教育活動を充実させることが困難になるといった課題もあります。
- 地域によっては、複式学級となることを避けるために、独自の加配措置を行うなどして、極めて小規模な単式学級を維持している例も見られます。もとより、複式学級の解消そのものは極めて重要な課題ですが、一方で、上述した学級規模が小さくなりすぎることの教育上のデメリットも勘案した上で、総合的な判断を行うことが必要です。

(学校全体の児童生徒数)

- 次に、学校全体の児童生徒数の観点で見ると、各学年単学級の小学校の場合、児童数は40人程度から235人程度まで、各学年単学級の中学校の場合、生徒数は、15人程度から120人程度まで幅広いケースがありうるところです。
- 教職員の加配等により学校全体の学級数を一定程度確保している場合でも、学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1)で述べた学級数が少ないことにより生

じる課題のうち、以下の点については特に顕著な課題として残る可能性があります。

- ・ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・ 学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ・ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

- このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、国の学校規模の標準の単位である学級数のみに着目するのではなく、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような課題が生じているのかや、生じる可能性があるのかを明らかにする必要があります。この点について、一部の市町村においては、学校統合の適否の検討の開始に係る基準（いわゆる要検討基準）として、学校全体の児童生徒数を定めている例も見られます。

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

- 以上の考え方にに基づき、現行の学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安として下記のように整理しました。
- 各市町村が学校規模の在り方等について検討するに当たっては、この目安に加え、学年単学級の場合の学級規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況などを踏まえて総合的な判断を行うことが望まれます。

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模⁹。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題¹⁰が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児

9 学年が欠けている場合等もあり、1～5学級であれば必ず複式学級が存在するとは限りません。

10 この「対応の目安」における「教育上の課題」とは、P6-11 で挙げている学校の小規模化に伴う学校運営上の課題を指します。

児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模¹¹。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

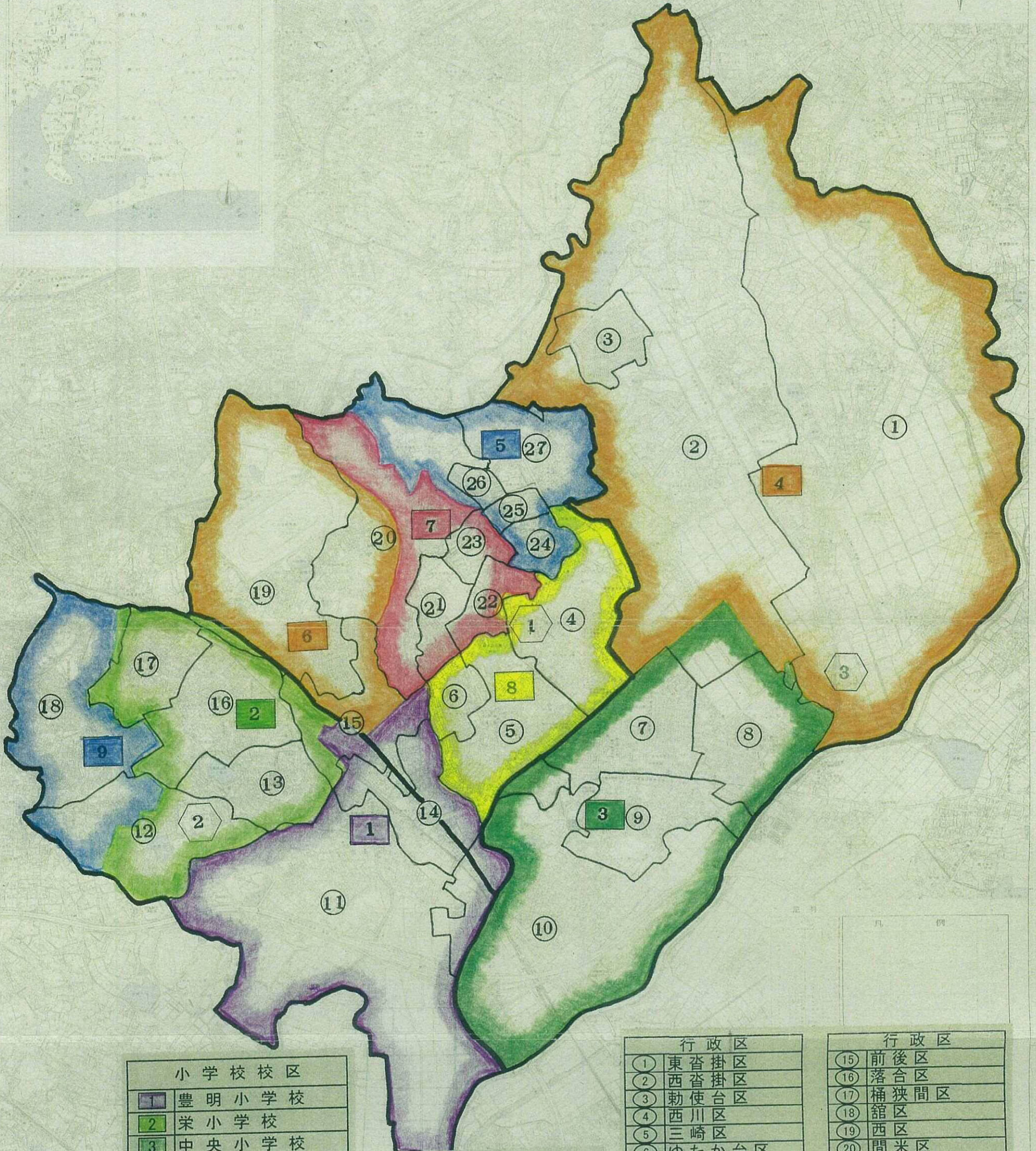
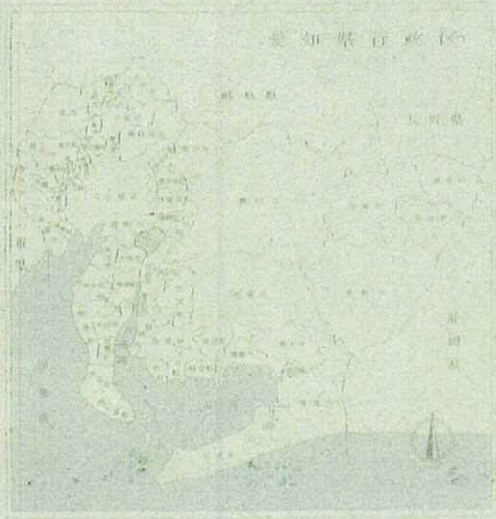
おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が上げ

11 学年が欠けている場合などもあるため、1～2学級であれば必ず複式が存在するわけではありません。

豊明市全図



小学校校区	
1	豊明小学校
2	栄小学校
3	中央小学校
4	沓掛小学校
5	双峰小学校
6	大宮小学校
7	唐竹小学校
8	三崎小学校
9	館小学校

中学校校区	
1	豊明中学校
2	栄中学校
3	沓掛中学校

行政区	
1	東沓掛区
2	西沓掛区
3	勅使台区
4	西川区
5	三崎区
6	ゆたか台区
7	吉池区
8	大久伝区
9	中島区
10	阿野区
11	大脇区
12	大根区
13	桜ヶ丘区
14	坂部区

行政区	
15	前後区
16	落合区
17	桶狭間区
18	館区
19	西区
20	間米区
21	二村台1区
22	二村台2区
23	二村台3区
24	二村台4区
25	二村台5区
26	二村台6区
27	二村台7区

平成28年度豊明市立小学校学級数等の内訳

学校名	区 分	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	特別 支援	計
豊明小学校	児童生徒数	53	56	43	45	49	58	5	309
	実学級	2	2	2	2	2	2	2	14
栄小学校	児童生徒数	94	97	95	112	109	104	3	614
	実学級	3	3	3	3	3	3	3	21
中央小学校	児童生徒数	125	119	122	144	141	150	15	816
	実学級	4	4	4	4	4	4	4	28
沓掛小学校	児童生徒数	71	64	78	65	97	81	4	460
	実学級	3	2	2	2	3	3	2	17
双峰小学校	児童生徒数	41	46	43	39	34	44	4	251
	実学級	2	2	2	1	1	2	2	12
大宮小学校	児童生徒数	52	45	42	47	27	31	5	249
	実学級	2	2	2	2	1	1	2	12
唐竹小学校	児童生徒数	33	29	30	34	28	35	3	192
	実学級	1	1	1	1	1	1	2	8
三崎小学校	児童生徒数	75	61	65	66	74	80	6	427
	実学級	3	2	2	2	2	2	2	15
舘小学校	児童生徒数	43	48	45	45	47	55	3	286
	実学級	2	2	2	2	2	2	2	14
計(小計)	児童生徒数	587	565	563	597	606	638	48	3,604
	実学級	22	20	20	19	19	20	21	141

年度別 双峰・唐竹小学校クラス数一覧表

学校	H28.4現在													合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	
双峰小		55	48	38	47	46	41	41	46	43	40	34	47	526
唐竹小		33	27	32	34	35	31	33	29	31	34	28	37	384
合計	0	88	75	70	81	81	72	74	75	74	74	62	84	910

7歳～12歳は学校在籍人数

双峰小学校使用可能教室は、24クラス 特別支援教室4人で2クラス 1,2年は35人学級、他は40人学級
 唐竹小学校使用可能教室は、25クラス 特別支援教室3人で2クラス

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小計	特別支援 クラス	総クラス数
28年度 児童数	74	75	74	74	62	84	443		
クラス数	3	3	2	2	2	3	15	4	19
双峰小クラス	2	2	2	1	1	2	10	2	12
唐竹小クラス	1	1	1	1	1	1	6	2	8
29年度 児童数	72	74	75	74	74	62	431		
クラス数	3	3	2	2	2	2	14	4	18
双峰小クラス	2	2	2	2	1	1	10	2	12
唐竹小クラス	1	1	1	1	1	1	6	2	8
30年度 児童数	81	72	74	75	74	74	450		
クラス数	3	3	2	2	2	2	14	4	18
双峰小クラス	2	2	2	2	2	1	11	2	13
唐竹小クラス	1	1	1	1	1	1	6	2	8
31年度 児童数	81	81	72	74	75	74	457		
クラス数	3	3	2	2	2	2	14	4	18
双峰小クラス	2	2	2	2	2	2	12	2	14
唐竹小クラス	1	1	1	1	1	1	6	2	8
32年度 児童数	70	81	81	72	74	75	453		
クラス数	2	3	3	2	2	2	14	4	18
双峰小クラス	2	2	2	2	2	2	12	2	14
唐竹小クラス	1	1	1	1	1	1	6	2	8
33年度 児童数	75	70	81	81	72	74	453		
クラス数	3	2	3	3	2	2	15	4	19
双峰小クラス	2	2	2	2	2	2	12	2	14
唐竹小クラス	1	1	1	1	1	1	6	2	8

双峰小学校区町内会別未就学児・児童数

平成28年度現在

<未就学児>

町内会名	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小計
西沓掛大同	0	0	0	0	0	0	0
間米間米	0	1	1	1	1	2	6
二村台4丁目南	6	4	2	3	9	0	24
二村台4丁目北	3	2	3	8	2	2	20
二村台5丁目西	9	4	2	4	4	4	27
二村台5丁目南	1	0	2	1	2	1	7
二村台5丁目中	4	6	1	4	4	5	24
二村台5丁目東	1	4	3	3	2	4	17
二村台6丁目南	4	5	3	4	2	0	18
二村台6丁目中	4	6	6	2	6	5	29
二村台6丁目北	0	3	5	4	1	1	14
二村台7丁目東	9	4	4	2	3	6	28
二村台7丁目西	7	6	1	3	5	6	28
二村台7丁目北	7	3	5	8	5	5	33
計	55	48	38	47	46	41	275

<児童>

町内会名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
西沓掛大同	0	0	0	0	0	0	0	0
間米間米	1	0	2	0	1	0	4	10
二村台4丁目南	7	2	1	5	1	2	18	42
二村台4丁目北	5	2	5	2	4	5	23	43
二村台5丁目西	3	5	4	0	2	5	19	46
二村台5丁目南	3	2	0	1	0	0	6	13
二村台5丁目中	3	4	4	3	3	8	25	49
二村台5丁目東	2	5	1	3	1	4	16	33
二村台6丁目南	1	6	3	4	3	3	20	38
二村台6丁目中	2	5	6	2	5	6	26	55
二村台6丁目北	3	4	4	3	3	3	20	34
二村台7丁目東	2	5	4	3	1	6	21	49
二村台7丁目西	5	4	6	10	5	3	33	61
二村台7丁目北	6	4	4	5	4	6	29	62
計	43	48	44	41	33	51	260	535

※住民登録台帳の数値であるため、小学校通学者と相違します。

唐竹小学校区町内会別未就学児・児童数

平成28年度現在

<未就学児>

町内会名	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小計
間米間米	1	4	4	6	3	3	21
二村台1丁目東	1	1	0	1	0	2	5
二村台1丁目西	9	2	10	9	10	7	47
二村台2丁目東	2	5	0	6	1	3	17
二村台2丁目西	2	3	6	3	4	6	24
二村台3丁目北	2	2	0	0	4	0	8
二村台3丁目中	8	3	4	4	7	4	30
二村台3丁目南	4	3	3	4	3	2	19
二村台3丁目東	4	4	5	1	3	4	21
計	33	27	32	34	35	31	192

<児童>

町内会名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計
間米間米	4	4	3	3	3	2	19	40
二村台1丁目東	2	0	0	1	1	4	8	13
二村台1丁目西	7	8	8	8	7	9	47	94
二村台2丁目東	6	4	1	2	0	4	17	34
二村台2丁目西	8	6	5	4	6	2	31	55
二村台3丁目北	0	0	1	1	0	3	5	13
二村台3丁目中	5	5	8	7	10	7	42	72
二村台3丁目南	1	2	4	5	1	4	17	36
二村台3丁目東	2	1	4	3	2	2	14	35
計	35	30	34	34	30	37	200	392

※住民登録台帳の数値であるため、小学校通学者と相違します。

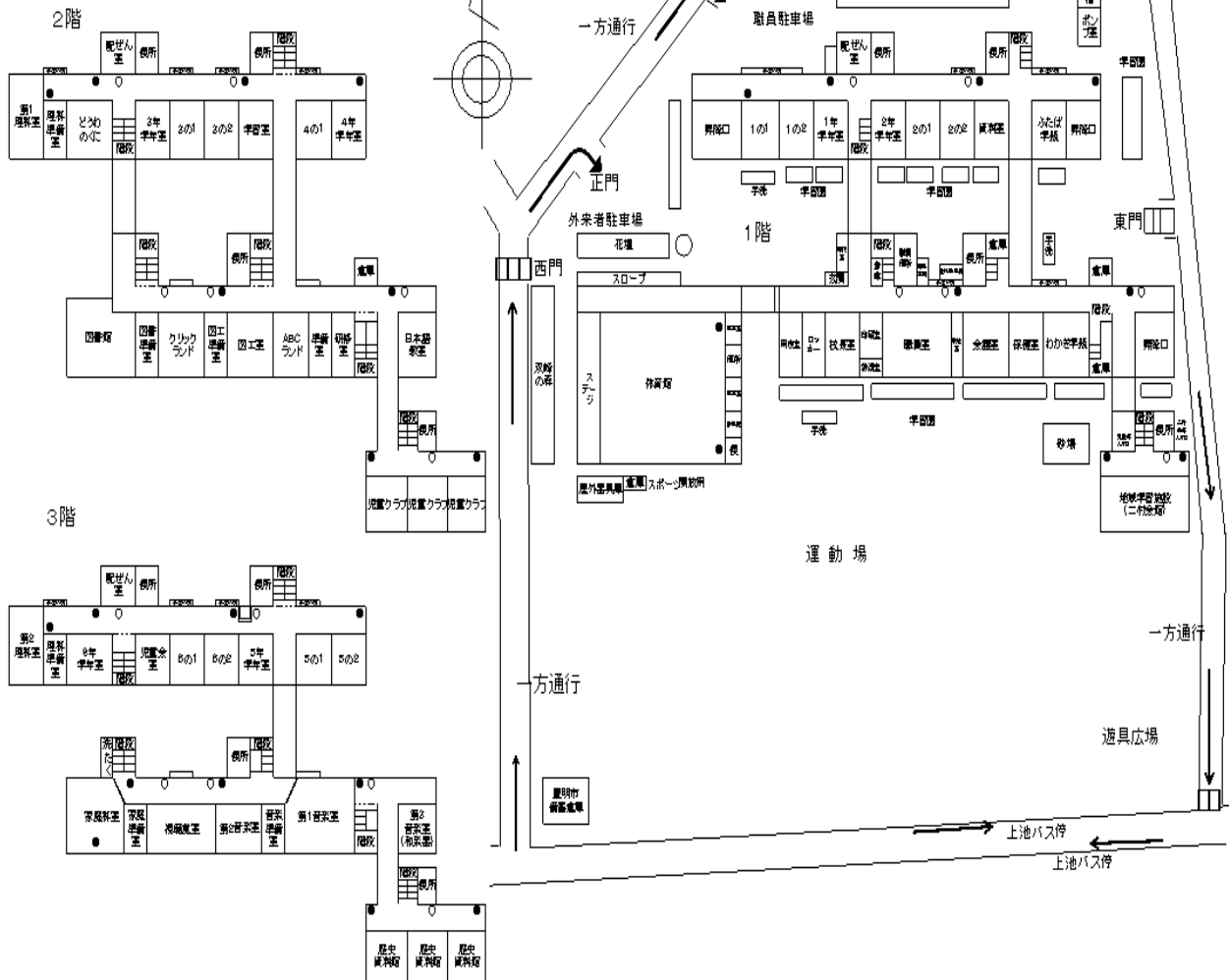
《双峰小学校》

(平成 28 年度現在)

創立年月日		昭和 46 年 4 月 1 日
校舎施設建設年度・構造		【管理棟】 昭和 49 年・RC 造 3 階 昭和 50 年・RC 造 3 階 (増築) 昭和 54 年・RC 造 3 階 (増築) 【教室棟】 昭和 46 年・RC 造 3 階 昭和 47 年・RC 造 3 階 (増築) 昭和 49 年・RC 造 3 階 (増築) 【南教室棟】 昭和 54 年・RC 造 3 階 【体育館】 昭和 50 年・RC 造 1 階
耐震工事進捗状況		【管理棟】 H22 年度補強工事済み 【教室棟】 H24 年度補強工事済み 【南教室棟】 H22 年度補強工事済み 【体育館】 H21 年度補強工事済み
敷地面積		21,692 m ²
建物面積		6,850 m ²
運動場面積		11,362 m ²
体育館		971 m ²
保有普通教室		12
児童のピーク	年	昭和 54 年度
	児童数	1,133 人
	学級数	29 学級

<双峰小学校>

校地・校舎の平面図



《唐竹小学校》

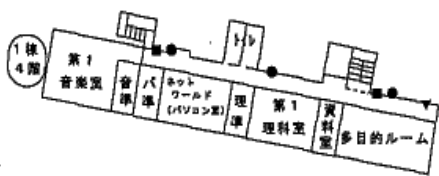
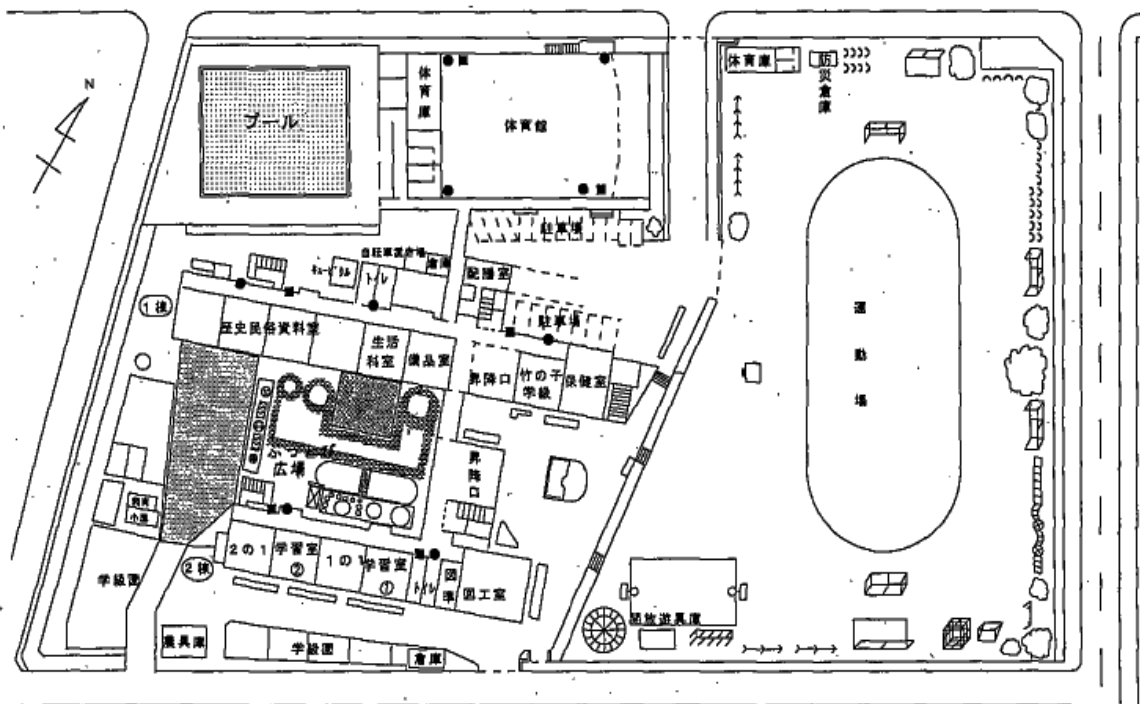
(平成 28 年度現在)

創立年月日	昭和 51 年 4 月 1 日	
校舎施設建設年度・構造	【管理棟】	昭和 51 年・RC 造 4 階
	【教室棟】	昭和 53 年・RC 造 3 階
	【体育館】	昭和 52 年・RC 造 1 階
耐震工事進捗状況	【管理棟】	H20 年度補強工事済み
	【教室棟】	H23 年度補強工事済み
	【体育館】	H24 年度補強工事済み
敷地面積	16,979 m ²	
建物面積	5,590 m ²	
運動場面積	7,800 m ²	
体育館	970 m ²	
保有普通教室	8	
児童のピーク	年	昭和 57 年度
	児童数	578 人
	学級数	16 学級

校地・校舎の平面図

<唐竹小学校>

平成23年度教室配置図



- 消火栓
- 消火器
- - - 防火シャッター
- ▼ 救助袋